

聖学院大学 内部質保証推進 I R 委員会内規

(目的)

第1条 次の各号に定める事項を目的として、聖学院大学内部質保証推進 I R 委員会（以下、推進委員会）を設置する。

(1) 大学学則第2条に定める本学の設立目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況を把握したうえで、教育研究の改善に努めること（以下「自己点検・評価」という。）

(2) 本学の教育研究の質を確保するため、自己点検・評価を行い、その結果をもとに教育研究活動等の継続的な改善を推進すること（以下「内部質保証」という。）

(自己点検・評価等)

第2条 自己点検・評価は、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）に係る組織（以下「各組織」という。）の全てにおいて実施する。

2 各組織は、客観的な根拠資料又はデータ（入学から卒業後までの学修時間、学修行動、学修成果及び授業評価等の調査・把握を含む。）に基づき、教育研究等の状況を組織的かつ定期的に把握し、改善に努める。

3 聖学院大学 I R 室は、各組織と連携し、各組織の階層に応じたデータを提供し、自己点検・評価を支援する。

(内部質保証推進 I R 委員会の取扱事項)

第3条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を審議のうえ、決定する。

(1) 自己点検・評価に関する次の事項

①自己点検・評価の基本方針及び自己点検・評価事項の策定に係る事項

②自己点検・評価の実施、組織及び体制に係る事項

③各組織の自己点検・評価の総括及び検証に係る事項

④自己点検・評価の報告書作成に係る事項

⑤自己点検・評価の結果の公表に係る事項

⑥学長の指示に基づく特定の項目に関する自己点検・評価の実施に関する事項

⑦外部評価及び第三者評価に係る事項

⑧学校教育法に定める認証評価に係る事項

(2) 内部質保証に関する次の事項

①内部質保証の方針及び手続の策定に関する事項

②内部質保証のための体制の確保に関する事項

③内部質保証の仕組みの機能向上に関する事項

(3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(内部質保証推進 I R 委員会の構成)

第4条 推進委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 教員

①学長

②副学長

③大学チャプレン

④学部長・研究科長

⑤学長補佐

⑥内部質保証推進実行委員長

⑦その他学長が指名する者

(2) 事務職員

- ①大学事務局長
 - ②経営企画部長
 - ③学務部長
 - ④学長室長
 - ⑤ I R 室員のうち学長が指名する者
 - ⑥留学生センターの事務担当者のうち学長が指名する者
 - ⑦その他学長が指名する者
- 2 推進委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(内部質保証推進 I R 委員長等)

第 5 条 推進委員会に委員長を置き、学長がこれに当たる。

(内部質保証推進 I R 委員会の運営)

第 6 条 推進委員会は、毎年度 1 回以上、委員長が招集する。

- 2 推進委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。

(学生、卒業生からの意見聴取)

第 7 条 推進委員会は、自己点検・評価の結果について、大学評議会から意見を聴取することができる。

- 2 大学評議会の構成員は、本学の学生（学部及び大学院）及び本学の卒業生とする。
- 3 推進委員会は、前項の意見を求めた場合は自己点検・評価及び内部質保証の推進の際にその意見を反映させる。

(大学評価会議等)

第 8 条 推進委員会は、自己点検・評価の結果について、大学評価会議又は他の有識者に諮問することができる。

- 2 大学評価会議の構成員は、学外の地域社会・産業界その他の有識者とする。

(自己点検・評価の報告・公表及び改善への取組)

第 9 条 学長は、自己点検・評価の報告を受け、結果を公表する。第 7 条、第 8 条に定める意見聴取又は諮問を行った場合は、結果の公表に、その内容を含める。

- 2 学長は、自己点検・評価の報告を受け、推進委員会に改善を要求し、実現を図らなければならない。推進委員会は、学長の要求に従い、各組織に改善を指示する。当該組織の長は推進委員会に改善計画及び改善結果の報告を行う。
- 3 学長は、外部評価及び第三者評価、学校教育法に定める認証評価の受審及び結果を理事会に報告する。

(内部質保証推進実行委員会)

第 10 条 第 3 条に定める事項について、推進委員会の諮問を受け、より具体的な見地から審議を行うため、推進委員会のもとに内部質保証推進実行委員会を設置する。

- 2 内部質保証推進実行委員会に委員長を置く。委員長は学長の指名によるものとする。
- 3 内部質保証推進実行委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 学長の指名による委員長
 - (2) 副学長(副学長が数名あるときは、副学長のうち学長が指名する者)
 - (3) 学長補佐
 - (4) I R 室長
 - (5) F D ・ S D 委員長
 - (6) その他学長が指名する者

(全学評価委員会)

第11条 第3条第1号に定める事項について、推進委員会から全学的方針の指示を受け、各組織に自己点検・評価を指示し、またその結果を集約し、推進委員会に報告を行うため、全学評価委員会を設置する。

- 2 全学評価委員会に委員長を置く。委員長は副学長(副学長が数名あるときは、副学長のうち学長が指名する者)とする。
- 3 全学評価委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 副学長
 - (2) 大学チャブレン
 - (3) 学部長・研究科長
 - (4) 学部チャブレン
 - (5) 基礎総合教育部長
 - (6) 学長補佐
 - (7) 学科長
 - (8) 教務部長
 - (9) 学生生活部長
 - (10) 入試部長
 - (11) キャリアデザイン部長
 - (12) 地域連携・教育センター所長
 - (13) ボランティア活動支援センター所長
 - (14) グローバルキャンパスセンター所長
 - (15) 総合研究所長
 - (16) 内部質保証推進実行委員長
 - (17) I R 室長
 - (18) F D ・ S D 委員長
 - (19) 大学事務局長
 - (20) その他学長が指名する者

第12条 全学評価委員会は、毎年度1回以上、全学評価委員長が招集する。

- 2 全学評価委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。

(各組織の自己点検・評価の推進)

第13条 各組織は、全学評価委員会の指示を受け、それぞれの所管する事項について、自己点検・評価を実施する。

- 2 各組織において、自己点検・評価の推進に関する体制を置く。体制の構成及び運営に関する必要な事項は、当該組織が定める。

(大学プロジェクト)

第14条 第9条第2項に定める事項について、推進委員会から指示のあった改善活動及び各方針の実施にあたり、より具体的な見地から審議を行い、各組織における実行を支援するため、推進委員会は、大学プロジェクトを設置する。

- 2 大学プロジェクトの長及び構成員は、教職員より推進委員会が指名する。

(事務担当)

第15条 推進委員会、内部質保証推進実行委員会、全学評価委員会、大学評議会及び大学評価会議の事務は、経営企画部が務める。

(改廃手続)

第 16 条 この内規の改廃は、大学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1. この内規は、2020 年 4 月 8 日から施行し、2020 年 4 月 1 日に遡って適用する。
2. この内規の制定に伴い、「聖学院大学点検評価規程」(1994 年 6 月 27 日施行) 及び「聖学院大学教育改革プロジェクト・ワーキンググループ内規」(2013 年 4 月 1 日施行) は廃止する。

附 則

この内規の改正(第 4 条第 1 項、第 10 条第 3 項、第 11 条第 2 項)は、2021 年 4 月 1 日から施行する。